# 国際関係論 | (古城)

このシケプリは、出来るだけ楽をして大学生活を送りたいと思っている君たちが、少なくとも「不可」は取らないようにという思いをもって作られたものである。

作成にあたっては、古城氏も執筆者の1人である有斐閣『政治学 補訂版』や、数々の歴代シケプリを参考にした。また2014年度夏学期の授業では、古城氏の能力不足により授業時間が足りず、後半の内容において飛ばし飛ばしに猛スピードで進んでいった箇所がいくつもある。このシケプリでは、授業で触れた内容を中心に、授業に触れなかった内容についても簡単に言及している。

既存の神シケプリに勝てたかどうかは分からないが、特にⅢの内容は今年度新しく追加されたものもあるようなので、このシケプリも1度は読んでおくことを推奨する。

試験は論述問題が中心であるから、このシケプリを覚えるだけでなく、頭の中で流れを「再現」してみることが重要である。

それでは君たちの検討を祈る。

2014年度入学 文 | ||13 組 もっち

# 目次

- I 国際関係のとらえ方-現代の課題からの視角
- Ⅰ-1 主権国家システムの変容
  - Ⅰ-1-1 現代国家システムの起源
  - Ⅰ-1-2 主権国家システムの拡大と変容
- |-2 国際関係の特徴
  - I-2-1 アナーキー
  - 1-2-2 秩序ある国際社会の可能性
- 1-3 国際関係の見方-現代の国際関係
  - Ⅰ-3-1 分析のレベルを峻別することの提案
  - 1-3-2 反実仮想
- Ⅱ 国際関係における対立と強調
- Ⅱ-1 国際関係における対立・紛争
  - ||-1-1 国益と国力
  - Ⅱ-1-2 安全保障とは何か
  - Ⅱ-1-3 安全保障のジレンマ
  - Ⅱ-1-4 ゲーム論による対立と協調の説明
- Ⅱ-2 国際システムの構造と外交
  - Ⅱ-2-1 国際システム
  - 11-2-2 主権国家システムにおける外交の役割
- 11-3 対外政策の決定
  - ||-3-1 対外政策の決定
  - 川-3-2 対外政策の決定過程
- 11-4 国際規範による安全保障
  - 川-4-1 国際法における戦争のとらえ方の変遷
  - 11-4-2 集団(的)安全保障
- 11-5 国家主権と介入 -冷戦後の安全保障
  - Ⅱ-5-1 冷戦後の安全保障をめぐる環境の変化
  - 11-5-2 安全保障の方策
  - Ⅱ-5-3 新たな問題:規範の衝突
- Ⅲ 相互依存の深化と対立と協調
- Ⅲ-1 経済的交流の増大と国際関係
  - Ⅲ-1-1 自由主義経済体制と国際秩序
  - Ⅲ-1-2 国際政治への影響

- Ⅲ-2 経済的相互依存と利得の認識
  - Ⅲ-2-1 経済的相互依存の深化
  - Ⅲ-2-2 経済交流により生まれる利益は「共通の利益」となり得るのか?
  - Ⅲ-2-3 経済的相互依存論
- Ⅲ-3 国際制度による協調
  - Ⅲ-3-1 経済的相互依存の管理
  - Ⅲ-3-2 国際制度の機能
- Ⅲ-4 現代の国際社会とその課題
  - Ⅲ-4-1 現代国際社会の課題
  - Ⅲ-4-2 主権国家体制における主権国家と非国家主体

おまけ おわりに+試験について

# I 国際関係のとらえ方-現代の課題からの視角

#### |-1 主権国家システムの形成と変容

- ○**主権国家システム**=主権国家を主体とした国際システム
  - ※システム(体系)・・・他とは違う、抽出される要素間の一定の関係性。
    - ・17世紀以降の国際関係は、主権国家システムという1つのまとまりとして把握できる。
    - ・現在の主権国家システムも、いつかは別のシステムに変わる可能性がある。(cf.世界政府樹立)

# Ⅰ-1-1 現代国際ステムの起源

#### (1) 主権国家

① 主権 対内的主権=自国の領土内における統治については何ら制約を受けない 対外的主権=自国より上位の主体の存在を認めず、各国の平等を認める

中世ヨーロッパにはローマ教皇を頂点として階層的な国際関係が存在していたが、キリスト教内での紛争・戦争が起こった。その結果、秩序を得たいという気持ちから、主権という概念が生まれた。 cf.三十年戦争とウェストファリア条約 ⇒ それぞれの国家が主権を持つことを承認しあう。

- ② 領土
- ③ 人民

(国家の3要素:領土、人民、政府)

#### (2) 主権国家システムの形成

- ・ 主権国家システム形成以前は、教皇(宗教的権威)を頂点とし、その下に国王、さらにその下に人民というような、階層的システム・上下関係が、自己完結的に世界各地に存在していた。
- ・ しかし宗教改革が起きたり大航海時代を迎えたりすると、宗教的権威は低下し、宗教戦争や三十 年戦争といった社会的混乱が生じた。

⇒ウェストファリア条約(1648)を契機として、諸国家は中世的な宗教的・普遍的階層秩序から離脱し、主権・国家・領土・国民を備えた国家=主権国家の並立という認識を共有するようになった。

# ※なぜ、西欧で生まれた主権国家システムが世界大に広がったのか?

(3) 西洋的国家システムの拡大の前提 資本主義的経済分業

※世界システム論「資本主義を中心に、経済圏が世界各地へ広がった。」

- 1.ルゴド(歴史家、『ヨーロッパ覇権以前』13-14 世紀に注目)
  - ・13世紀以前のヨーロッパは後進的だった。
    - ⇒世界には8つの交易圏(ほとんどがユーラシア大陸)があり、ヨーロッパはその中で最小だった。
  - 16 世紀になると資本主義の発達したヨーロッパが最も繁栄した。
    - ⇒・チンギスハンの後継者争いでモンゴル交易圏が分断された。
      - ・ペストの流行により従来の交易網が分断されたが、

比較的被害の小さかったイングランドが生き残り、主要交易拠点となった。

2.ウォーラステイン「世界経済は16世紀に形成された。」

#### ※19世紀中ごろの国際政治

- ①資本主義・宗主国…英、米、仏、蘭、スペイン、ポルトガルなど
- ②植民地…インド(立法司法行政の三権喪失)など
- ③敗戦条約国…中国(アヘン戦争の結果としての南京条約)など
- ④交渉条約国…日本(日米和親条約),タイなど

平等な主権国家システムは組み込まれておらず、主権国家として確立するのに時間がかかった。 つまり、アフリカの年(1960年)など、20世紀後半になって主権国家システムは拡大した。

# Ⅰ-1-2 主権国家システムの拡大と変容

- (1) 地理的拡大…経済圏の広がりとともに、西欧から全世界へ
- (2) 関係の複雑化
  - ・主権国家の数が増えた。(現在約200)
  - ・国家間組織の急増(W.W.II後、冷戦後に)
- (3) 主権国家の変容
  - ① nation-state の意味

nation・・・出生地、先祖の土地

state・・・地位、身分⇒君主⇒支配、統治、機構

君主による支配(state)は、出身地や先祖の土地(nation)を共有する人々に対して効率的に行える。

☆なぜ nation と state が結びついたか?☆

市民革命(18c)・・・主権神授説に対抗して社会契約説を唱える。

→ 市民間の関わりは無視し、国民各位と国家を直接結び付ける。

主権は国民にある! 国民(nation)を重要視した国家(state)⇒国民国家(nation-state)

#### ② 主権国家の変容

<W.W. | 前>

諸民族が1つの国に共存している国では、皇帝が自らナショナリズムを形成した。

⇒「<mark>公定ナショナリズム</mark>」…言語の統一や神話教育により国民意識を形成 e.g.)ハプルブルク家,ロマノフ朝

<W.W. | 後>

ウィルソン,レーニンが「民族自決の原則」を主張

自民族のことは自分たちで決めようという考え。

ただし、アジア,アフリカなどの植民地には適用されず。

<W.W. ||後>

民族自決の原則を再確認。植民地ナショナリズムを認める。

⇒1960 年代以降、アジア,アフリカを中心に多くの国々が国民国家として独立。 ただし、民族問題などを抱えたまま独立した国も多かった。

#### <nation-state の現代>

- ・国境の不浸透性の低下…情報,経済活動,人的移動の国際化による。
- ・内部統一性の弱化...

国民国家では、諸民族が"民族自決"を唱えるため、国家内部で分裂が起こりうる。 国際社会は国家内の"民族自決"を承認すべきなのか?

・失敗国家、破綻国家(failed state)の出現…内戦などによる 主権国家として一度認めてしまうと、「主権国家」であるがゆえに立て直しのための 介入が容易にできなくなる。

#### | -2 国際関係の特徴

# | -2-1 アナーキー(anarchy)

- (1) アナーキーとは何か
  - ・アナーキー=中央集権的な政府が存在しない無政府社会のこと。
  - ・国際社会においては、国力の大小にかかわらずそれぞれの国が互いに主権を認め合う。 上位の国が機関を形成することはなく、国際法は合意がなければ効力をもたない。
  - ・国際連合が各国より上位の権限を持っているとは言いがたい。←あくまで各国の主権を尊重 以上の理由より、国際関係はアナーキーであると言える。
- (2) 国内社会と国際関係の比較

国内類推=国際社会における秩序維持を国内社会からの類推によって見る見方。

国内社会:秩序ある社会

中央集権化した立法,行政,司法に基づいた社会であり、それに違反した者はルールによって裁かれる。

※秩序「目標や価値についての合意が構成員の間でできており、 構成員がその合意に従った行動をとることが期待できる状態」

国際社会において、構成員として承認される基準とは何か? 適切な行動についての合意は出来ているのか?

#### 1-2-2 秩序ある国際社会の可能性

「アナーキーである国際関係に、秩序ある社会は形成できない」という主張に対して

(1) 肯定派「形成できない」 --- リアリズム(現実主義)

ホッブス『リヴァイアサン』

「人間の本性は**自己保存**であり、自然状態は**万人の万人に対する戦争**である。したがって人々の間に秩序を形成するためには、秩序維持のための共通の力として、人々から権力の移譲を受

#### けた国家が必要である。|

⇒しかし、そのような巨大な国家権力をつくれるのかというと...

モーゲンソー

「巨大な世界政府の実現はほぼ不可能、力関係の均衡によって秩序を維持すべき。」

(2) 否定派 「形成できる」 --- 反現実主義 or リベラリズム(自由主義)

「アナーキーであっても社会形成や共通の利益の創出は可能」 国家間の関係だけでなく、国家の中の"市民"同士の関係に着目した。

カント『永遠平和のために』

「国際政治において、国家の構成員である市民が結びついた共同体の形成に本質がある。 市民の共通利益を通して協力しあうことで平和が生まれる。」

ロック『社会契約論』

「一人ひとりの社会契約によって秩序を保つことができる。」

(3) 国際社会論(イギリス学派)

「国家間関係における『国際社会の制度』を通して社会秩序を形成できる。」

ブル『国際社会論』 "Anarchical Society"

「国際社会の構造がアナーキーであるという前提にたつが、国家を主要な主体としたうえで、国家間では 『国際社会の制度』を通した相互作用によって秩序が維持される(無政府≠無秩序)と考える。『国際社会の 制度』には勢力均衡、国際法、外交のみならず、戦争も含まれる。国際関係は、各国が相互作用において 生み出されたルールによって縛られるという点で、アナーキーではあるが『社会が形成されているアナー キー』とみなされる。」

# /-3 国際関係の見方 ― 現代の国際関係

国際的な出来事は変動し、同時多発的に起こるため、説明するのが難しい。 ⇒分析するレベルを設定することで、少しでも容易になりうる。

(1) 分析のレベル

ウォルツの戦争原因論(1959) 戦争に関する因果関係を考えた。

- ① 個人のレベル
- ② **国家**のレベル
  - ③ 国際システムのレベル

#### <①個人のレベル>

政策決定に関与する政治家や指導者という個別の人間に焦点を当てる。

e.g.) 湾岸戦争の原因は、フセイン大統領が好戦的な指導者であったため。 ヒトラーによる戦争誘導,ブッシュ(子)による中東戦略

# <②国家のレベル>

国家の特質(政治体制,経済体制,社会体制など)に焦点を当てる。

e.g.) 湾岸戦争の背景には、イラクの権威主義的な政治体制がある。 どうして国民/社会がナチス・ヒトラーを選んだのか。

#### <③国際システムのレベル>

国際関係における主体間(国家間)の関係に焦点を当てる。力の分布など。

e.g.)冷戦後に力の空洞化が発生した中東情勢を見てフセインが対外拡張政策をとった。

- ◎レベルにおいて対応策が異なってくる!
  - ①⇒平和教育によって個人の戦争論を止める。
  - ②⇒民主的体制を構築 民主的平和論「民主的な国同士は戦争が起こりにくい」(戦争になるのは民主的 vs 権威的)
  - ③⇒勢力均衡により戦争勃発を防ぐ

#### ウォルツの考え

「第三のレベルが最も重要である。

なぜなら、第一・二のレベルは第三のレベルから強く制約を受けるから。」 = 構造的リアリズム(ネオリアリズム)の立場

シンガー「どのような"問い"を立てるかによって適切な分析のレベルが決まる。|

But...現代の世界は、NGO などの組織の活動や人的移動が盛んになっており、 国際システム(第三のレベル)に第一・第二のレベルが与える影響も大きい。 ⇒第○のレベルとして峻別することが難しいのではないか。

#### (2) 反実仮想

国際関係は実験してみることができないが、事実に反する状況を想定してみることで、ある原因が重要であるかどうかを理解する手がかりとなりうる。

- ① 信憑性…合理的選択肢の中で考える。
- ② 時間の近接性…時間的に近い事象の中で原因を考える。
- ③ 理論…それまでの理論体系にある程度基づいて考える。
- ④ 事実…実際の状況や歴史的事実を正確に把握した上で考える。

- e.g.)・クレオパトラの鼻があと少し低かったら...
  - ・もしブッシュ(子)が大統領となっていなければ...

☆反実仮想には、正確な事実と注意深い歴史の知識が求められる。

# 11. 国際関係における対立と強調

//-1 国際関係における対立・紛争

# Ⅱ-1-1 現代国際ステムの起源

(1) 国益=国家が自己の利益を最大化するよう追求すべき目標

「国家の自己保存が国家的利益の第一目標である。利益は国家間の力関係によって自ずと決まる。」 by.モーゲンソー

国家の利益と個人の利益・・・(?)

(2) 国力=国家が有するパワー(=権力=ある種の関係性の中での概念)

パワーとは...(by.ダール)

「A が自分の目的を達成するために、A にとって望ましい行動(他者が望まない行動)を他者にとらせることができた場合」「A が自分の目的を達成するために、A にとって望ましくない行動(他者が望む行動)を他者にとらせないことができた場合」 $\Rightarrow A$  は他者に対してパワーがある、という。

- ◎国力の源泉は多岐にわたる
  - ・E.H.カーは軍事力・経済力・宣伝力(意見を支配する力)を冷戦後に提唱した。
  - J.ナイはハードパワーとソフトパワーの概念を提唱した。
  - ① ハードパワー…軍事力、経済力(強制的)
  - ② ソフトパワー…自国の望ましい方向に他国を自発的に従わせる。

(e.g.ブッシュによる単独主義的行動)

#### (3) なぜ戦争は起こるのか?

国家間では国益が共通することが少ない。

- ⇒国家は自国の国益が最大化することを望み、国益を巡って対立する。
  - この対立を平和裏に解決することが外交(diplomacy)である。

外交が失敗した場合に戦争が発生する。

「戦争は他の手段による政治の延長である」by.クラウゼヴィッツ『戦争論』

・外交において軍事力が究極の力 ・戦争は簡単な手段にはなりえない

#### II-1-2 安全保障とは何か

# (1) 安全保障(security)

- ・「安全保障とは、獲得した価値に対する脅威が存在しないこと」by.Wolfers 1962
- ・どのような価値を、どのような脅威から、どのような手段で守るのか。

# (2) 国家安全保障(national security)

- ・国家が軍事的な脅威からどのようにして獲得した価値を守るのか。
- ・以前は国家の安全保障=国民の安全保障であったが、近年ではそうとは言い切れない。 ⇒個人レベルでの「人間の安全保障」を最重視する動きも見られる。

# Ⅱ-1-3 安全保障のジレンマ

- (1) 安全保障のジレンマ
  - ・ アナーキーな国際関係において、国家が自国の安全保障を高めようとして行う自助的な行為(防衛力の増強)は、他国の安全保障を低下させ、軍備拡張競争を激化させるため、国家は、自国の安全保障を高めるには防衛力を増強すべきかすべきでないかというジレンマに陥る。
  - ・ 安全保障レースは相手国に対する不信感からなされる。 ←防衛力なのか軍事力なのか区別できない

# (2) 安全保障のジレンマへの対応

- ・国家間のパワーの配分による軍事紛争の抑制(リアリズムの立場)
  - e.g.)勢力均衡政策=どの国も支配的大国にならないことで安全を保障
- ・国際規範、国際制度による軍事紛争の抑制(リベラリズムの立場)
  - e.g.) 集団安全保障=各国が問題解決の手段を戦争に訴えないという合意のもとで、ある国家が その合意を破った場合(武力侵略した場合)、他の諸国家が全員でその国に制裁を加える。

# Ⅱ-1-4 ゲーム論による対立と協調の説明

資料3~5のスライドをみればだいたいわかると思います!

- (2)チキンのナッシュの均衡は CD,DC、パレート最適は CC のみ(?)
- (3) 鹿狩りのナッシュの均衡は CC,DD、パレート最適は CC

#### //-2 国際システムの構造と外交

# II-2-1 国際システム

(1) 国際システムの類型

#### 主権国家間の秩序を維持する国際システムの構造(パワーの分布)とは?

- ・多極安定論…力を持つ国が多くあるほど秩序が保たれる。⇒ウィーン体制など(勢力均衡)
- 2 極安定論…2 大勢力が中心として生まれることで秩序が保たれる。⇒冷戦期
  - ・覇権安定論…1 つの国が圧倒的な力を持つことで秩序が生まれる。⇒W.W.Ⅱ後のアメリカ

# (2) 勢力均衡(balance of power)と秩序

- 1. 定義 各国間の力のバランスがとれていて、どの国も支配的大国にならない場合、 各国の安全が保障されるという考え方
  - ⇒支配的大国化を阻止するための戦争=秩序維持のための戦争

#### 2. 歴史的事象

<ルイ14世の対外政策に対する近隣諸国の対応>

・ルイ 14 世がヨーロッパ支配を試みて侵略戦争を繰り返した。 しかしイギリスやプロイセンなどが同盟を組み対抗したため、失敗。

#### <ナポレオンの侵略戦争>

・対仏大同盟が結成されると、フランスへの各国の対立が深まり、失敗。 ⇒ウィーン会議(1815) ナポレオン以前の体制に戻すことで勢力均衡の原則を構築。 その後 100 年ほどは戦争が起こらない平和が続いた。

<ビスマルクの勢力均衡政策>1870-1890

・ ヨーロッパ協調

# 3. 評価

- ・ウィルソン「勢力均衡は大国の安全保障にすぎない。」← ポーランド分割, W.W. | 発生
- キッシンジャー外交

ベトナム戦争の際、中国を西側に引き入れることによって東西のバランスをはかるため、米中 国交回復を実現した。

#### 11-2-2 主権国家システムにおける外交の役割

# (1) なぜ外交は必要か

「利害の不一致による対立(紛争)を<u>平和的に</u>解決するための主要な手段」 ⇒利害の一致は不可能でも、お互いに落としどころを付けて合意を形成する

#### ◎外交の種類

- ・強制外交(coercive diplomacy,威嚇による) e.g.)砲艦外交,核抑止戦略
  - ・強要(compellence)…自国の利益になる行動を相手にとらせる。
  - ・抑止(deterrence)...脅迫により、自国の不利益になる行動を相手にとらせない。

# ※脅迫が機能する条件

- 1.利益く損失を相手に認識させる。
- 2.自分にそうする能力があることを認識させる。
- 3.自分にそうする意思があることを認識させる。
- 4.相手方が合理的判断主体である。
- ・相手を脅すことによって行動を自制させる。
- ・常に脅し続けなければならないし、脅しの信憑性を確実にしなければならない。

・米ソ間の核抑止政策では、恐怖の均衡=保有する軍事力のアピールに両国が腐心。 ⇒安全保障のジレンマに陥った。

偶発的事象が原因での戦争の勃発もあり得た。 e.g.)キューバ危機

・安心供養外交(reassurance, 約束による)

# (2) 交渉

- 意図をどのように伝えるのか
- ・どのような手段を取るのか この 2 点を考えることが重要!

# //-3 対外政策の決定

# ||-3-1 対外政策の決定

- <外交>「・外交交渉(bargaining)
  - ・対外政策の決定(decision making) by.ニコルソン『外交』
  - ・外交と内政はもはや分かちがたい。 外交交渉は外務省だけでなく、いまや全ての省庁が行っていると言える。

# ||-3-2 対外政策の決定過程

(1) アリソン・モデル

対外政策の決定について民衆が知らないのはマズイ

⇒ 対外政策を見るための枠組みが必要だと考えた

(冷戦後に資料が公開され、アリソンモデルの問題点も今では明らかになっている。)

# キューバ危機 1962.10.16-10.28

- 10.16 ソ連がキューバにミサイルを持ち込んだことをケネディ大統領が知る。
- 10.22 ケネディが全米に向けて演説・発表 海上封鎖へ
- 10.28 今後、アメリカはキューバに侵攻しないこと、トルコの米ミサイルを撤去すること ソ連はミサイルを解体すること などが合意される
- ソ連のミサイル持ち込みを知った時点で、ケネディ大統領の選択肢にあったのは...
  - ①何もしない ②外交交渉 ③ソ連・キューバの離間
  - ④海上封鎖 ⑤全面的爆撃 ⑥外科手術的爆撃 ⑦キューバ侵攻
- ⇒ 4,6,7が優勢であったが、6は成功率が低いため却下
- ⇒大統領は4に決定
  - 4にすれば、選択はソビエトに委ねられる。アメリカの責任はない。

# <合理的行為者モデル> 分析の第3のレベル

国家は国益を求めて行動するという前提のもと、国家は数ある選択肢の中から最も合理的なものを 選んで政策とする、というモデル。

※実際の外交政策決定では、あらゆる選択肢を吟味して合理性を追求するのは難しい。

# <組織過程モデル> 分析の第2のレベル

政策決定は、それぞれの分野に対して各省庁が規範に従って決定している =SOP(作業標準手続)

# <政府内政治モデル> <u>分析の第1,第2のレベル</u>

政府内の限られた役職間の「駆け引き」によって決定者の行動が変わる。

個人の経験や認識、政治的志向も強い影響を持つ。

e.g.) R.ケネディ(弟)が海上封鎖を支持したから、大統領は海上封鎖を選んだ。

※アリソンモデルは"危機的状況"のモデルであるため、<u>政府内の閉じた決定過程(国民に流さない)である。対外的相互作用への言及は少ない。</u>

# (2) 国内要因 ... 政府以外の要因はあるか?

#### <国内の社会集団>

- ・利益集団政治…利益集団が議員に対して、自分たちの利益となるように意見を出す。
- ・政財官の三位一体モデル…自民党の50年間に表れる政治家と財界(民間)と官僚の協働

#### <国内制度>

・統治制度によって生まれる政策は変わる。 e.g.) 大統領制と議院内閣制,選挙制度,政党の制度

#### (3) 二層間ゲーム・モデル (two-level game)

国家間交渉と国内調整を同時にとらえるモデル

勝利集合(win-set) = 国内で受け入れ可能な妥協の幅 by.パットナム どうしても妥結したいと双方が思う ⇒ win-set の幅が狭い方が有利 (より自分の意見に近い妥結になるので)

# (4) 相互浸透モデル

- ・政策決定は国内で閉じていない。
- ・国境を越えた政治的働きかけ、非国家主体の関与
- e.g.) 日米オレンジ交渉(政府だけでなく、みかん生産者や輸入割当業者も関与)

#### //-4 国際規範による安全保障

# 国際規範が具現化したものの典型が国際法

# Ⅱ-4-1 国際法における戦争の捉え方の変遷

#### (1)(2)(3)正戦の考え方

正しい戦争とそうでない戦争を分ける(最初から禁止はしていない)

「神による平和」(キリスト教の神学者がキリスト教義に基づき判断)



グロティウス『戦争と平和の法』(1625)

「自然法(自然に内在)は戦争自体を禁じてはいないが、<u>戦争は正しい戦争に限定すべき</u>。」 正しい戦争…防衛,制裁,国土の回復など



# ヴァッテル『国際法』(1758)

「自然法ではなくて、諸国民の意志で定められた『実定国際法』で判断すべき。」

しかし主権国家体制において正当性の判断は困難(この体制は分権的で、上位の存在がいないため) ⇒戦争の正当性は考えられなくなった。



#### 無差別戦争観(18c 以降)

- ・戦争を正当性によって差別しなくなる。
- ・「戦争自体に対する規制」から「戦争における規制」へ e.g.)戦争法,交戦法規
- ・戦争の拡大を防ぐ⇒第三国は関わらない。「中立」の立場を生み、戦争の局在化を可能にした。 ※ハーグ平和会議(1899/1907)…戦時法の法典化,戦争の拡大を防ぐ規制を定める。

#### 11-4-2 集団(的)安全保障

#### (1)W.W. | 後一集団安全保障の構築

ウィルソン「勢力均衡は戦争を防げなかっただけでなく、W.W. | を引き起こした。」 ⇒規範により戦争を無くしていこう!=国際連盟の創設、国際連盟規約による戦争の違法化

# <集団安全保障>

各国が国家間の問題を戦争によって解決しないという取り決めを結んだ体制をつくり、その中である一国が他国を武力侵略した場合(=約束を破った場合)、他の諸国家は自国が侵略されたのと同然とみなして全員で制裁を加え、安全を保障するという仕組み。

集団安全保障…どの国も平等に安全が保障される。

勢力均衡…仮想敵を想定して同盟を形成、局地的な安全保障にすぎない。 ポーランド分割のように中小国の安全は脅かされることも。

#### ※不戦条約(1928)

国家の政策の手段としての戦争を禁止、当時では画期的な条約だった。 しかし罰則規定がなかったため、W.W.IIを引き起こし、戦争防止には失敗した。

#### ※なぜ国際連盟はうまく機能しなかったのか

「原因と結果の分析をしっかり行わず、目的論(=願望)ばかりを唱えてしまったため。 国家間の現実の力関係から目をそらせていたため。」(E.H.カー『危機の二十年』)

- ☆集団安全保障体制が機能するための条件☆
  - 1.ほぼすべての国家が参加すること(国際連盟にはアメリカが参加していなかった)
  - 2.戦争その他の武力行使の禁止が徹底されること
  - (国際連盟では戦争は禁止していたが、戦争ではない武力行使を禁止していなかったため、 宣戦布告をせず、戦争の意思を示さない武力行使を禁止することができなかった)
  - 3.制裁措置が速やかに実行的に発動されること(国際連盟は経済的措置しか発動できなかった)

# (2)W.W. ||後一国際連合による集団安全保障の再構築

- ①力による威嚇,武力行使の禁止 「戦争の禁止」⇒「武力による威嚇,行使の禁止」 平和的解決の手続きをより具体的に用意した。
- ②安全保障理事会の権限強化

五大国一致の原則を導入

安保理の決定には拘束力があり、制裁措置の執行を速やかにするものと期待された。

③制裁措置の強化

非軍事的措置が行き詰った場合、軍事的措置を取ることも可能になった。

#### (3)冷戦期の集団安全保障

1)安全保障理事会の機能不全⇒総会の機能を強化する試み

冷戦期は米ソが拒否権を乱発し、迅速な対応が困難となり、安保理が機能しなかった。

⇒「平和のための結集決議」(1950)=総会の強化

安保理が拒否権で活動できないとき、総会の勧告によって集団的措置を勧告しうる。

- 2)集団的自衛権に基づく地域的取り決め
  - ・国連憲章において自衛権を認めた。

個別的自衛権…他国から武力攻撃を受けた被害国による自衛権

集団的自衛権…第三国が被害国を助けて反撃を加える権利

(ただし、安保理が機能し始めるまで!)

- ・しかし、冷戦のために安保理の機能不全が一向に解消されず、恒久化
  - ⇒「地域的取り組みによる対応」が認められた状況に(NATO,WTO,日米安保)
    - =集団安全保障体制の内部で、勢力均衡のようなシステム(同盟)が生まれてしまった。

# //-5 国家主権と介入 -冷戦後の安全保障

# Ⅱ-5-1 冷戦後の安全保障をめぐる環境の変化

#### (1) 米ソ対立の終了

米ソ二極対立構造の解消 ⇒ 現在の国際関係の構造をどう見るか?

- ・アメリカの一極化=アメリカ帝国論
- ・新興経済国の台頭(BRICs)
- 多極化

明確な脅威の消滅 ⇒ 核軍縮への動き

※SALT=Strategic Arms <u>Limitation</u> Talks→軍備管理(制限)による均衡維持 START=Strategic Arms <u>Reduction</u> Talks→軍備削減による危機の減少

# (2) 新たな紛争

国家間戦争よりも、<u>内戦・テロ・大量破壊兵器</u>の拡散といった懸念の増大 ⇒脅威の不特定化、分散化、潜在化

国家解体の中で国家の自立性が揺らいだり、国民の人権が侵害されたり、難民が発生したり・・・

## ||-5-2 安全保障の方策

#### (1) 国連による集団安全保障体制

	1946-1989(冷戦期)	1990-2013(冷戦後)
安保理における決議数	646	1533
拒否権を発動された決議数	192	28
PKO 派遣数	18	51

決議数、PKO 派遣数は大幅増加、拒否権発動は減少

=冷戦期の拒否権乱発が収まり、安保理が正常化しつつある?

事例1 湾岸戦争…国連決議、冷戦後に集団安保が初めて機能した。

事例 2 コソボ紛争…NATO が人道的介入と称して安保理決議を経ずに空爆

事例3 イラク戦争…アメリカが単独で武力制裁を行う。

事例 4 リビア介入…リビアは何も言わないのに人道的介入

(以上、詳しくは資料8を見よう!)

## ☆国連平和維持活動(PKO)の変容☆

⇒停戦後の平和を監視するもので、受け入れ国側の受諾が必要

- ・「国連憲章6章半」の位置づけ(憲章には書かれていない)
  - = [6章の平和的解決]と「7章の武力行使をやむをえない」という内容の中間的位置づけ(予防外交)

- ・冷戦期は北欧等の中小国が PKO に参加していた。(大国が関与すると中立が崩れるため) 冷戦後は内戦などの勃発により、PKO の意義が見直された。
- ・日本は「停戦している」「武器は最低限」「要請が来る」など様々な制限を付けて PKO に参加

# (2) 同盟の存続

冷戦期における仮想敵国を基にした集団安全保障的同盟は冷戦終結後も存続することになった。 NATO⇒コソボ介入、日米安全保障体制など

☆これら集団的自衛体制や地域的取り決めは、国連の決議もいらないため、乱用される恐れあり☆

- (3) 協調的安全保障...1980 年代後半から外交の場で言われ始めた
  - ・地域で信頼醸成の措置をつくっていこうとするもの e.g.) OSCE(欧州安全保障協力機構)、ARF(アジア地域フォーラム)など

# ||-5-3 新たな問題: 規範の衝突

- (1) 人道的介入は許されるか? 内政不干渉 vs 人権保護
- ・他国への介入の正当化の要件は?...「保護する責任」著しい人権侵害が正当化の理由になるのでは
- ・失敗国家、破綻国家の場合、国際社会が介入しなければならないのか
- 移行期正義と国際刑事裁判所(ICC)...人権侵害をしていた国が新しい社会に移行する際にどう手助けするか
- (2) 主権国家を分割する独立は許されるか?

#### 「現状承認の原則 (uti possidetis) 」

WWII以降の植民地独立の際に、主権国家が平和裏に並存するために(国境紛争を起こさないために)、新たな国境を引き直すことを認めないことにした。

e.g.)ウクライナ問題

- (3) 武力行使は紛争解決を導くのか?
  - ・大量破壊兵器が拡散し、テロが頻発している。
  - ・武力行使は禁止されているが、平和を目的とした制裁が自衛によって戦争の拡大をもたらしている。⇒武力行使だけでは紛争を解決しがたい。
    - ※武力行使ができる例外は、①自衛権と②集団安保…安保理の認定

# Ⅲ 相互依存の深化と対立と協調

## 川-1 経済的交流の増大と国際関係

国境を超える交流の中核は経済的交流であり、現在は自由主義経済体制が世界に浸透している。

では、自由主義経済体制と国際秩序・グローバル化との関係はどうなっているのだろうか。

# Ⅲ-1-1 自由主義経済体制と国際秩序

- (1) 第二次世界大戦後の国際秩序構想と国際経済体制
  - 1) 安全保障と協調

#### ◎ブレトンウッズ体制

- ・戦間期におけるブロック経済が W.W.II を引き起こしたことを反省し、 戦後は自由主義経済(自由、無差別、多角的)を原則とした。
- ・米国務長官コーデル・ハル「自由主義経済は平和に寄与する」

# 自由主義経済思想の採用

アダム・スミス『諸国民の富』

- ・分業は非常に効率的であり、市場における需要と供給に任せておけば、 価格や価値も自然と決定され、調和が保たれる。
- ・自由貿易をした方が関係者の利益は増える。
- ・予定調和…利益の上がる関係が国際秩序をつくる。

# デイビッド・リカード『経済学および課税の原理』

- ・比較生産費説…国際分業をし貿易に参加することで、どの国も利益が得られる。 二国間の相互比較において、それぞれの国が相対的に低い生産費で生産しうる財(比較優位にある財)に特化して、他の財の生産は相手国に任せるという形で国際分業を行い、貿易を通じて特化した財を相互に交換すれば、貿易当事国は双方とも貿易を行わなかった場合よりも利益を得ることができるという説。
- 2) 「埋め込まれた自由主義」という自由主義

Ruggie "embedded liberalism"

国際的: 多国間の自由主義経済体制の維持

国内的:国内経済の運営(雇用を増やしたり、インフレを抑制したり)

どう両立するか?

⇒妥協せざるを得ない(国内に配慮した自由主義へ)

### GATT の規定では、

- ① 政府の市場介入の余地を残す
- ② 特定の工業製品の関税のみ
- ③ 地域統合も OK
- ④ セーフガード(緊急輸入制限)あり

(2) 冷戦構造と自由主義国際経済体制の発展

B.W.体制 ⇒ ①GATT ②IMF ③IBRD

- ①GATT<関税及び貿易に関する一般協定>…(貿易面)自由貿易の促進が目的、のちWTOへ
- ②IMF < 国際通貨基金 > ... (通貨面)通貨と為替相場の安定化をが目的、

高関税や為替レートの切り下げを防いだり、お金の貸付をしたりなど

- ③IBRD<国際復興開発銀行>…各国の経済面の復興援助が目的、世界銀行とほとんど同じ
- (3) 冷戦の終結と「グローバル化」の時代

B.W.体制(自由主義経済)=西側陣営 COMECON 体制(中央計画経済)=東側陣営 ⇒冷戦後、グローバル化 (西側の体制が国際経済体制へ) 現在はほとんどの国が原則的に自由主義経済体制を受け入れている。

#### ※「グローバル化」

1980年代半ばから頻繁に使用されるようになった。

ヒト、モノ、カネ、情報の国境を越えた移動、交流量の増大と移動速度の加速化を指す。

冷戦後…自由主義体制のグローバル化

e.g.) WTO 加盟国の増大(旧社会主義圏の国、社会主義国も)

現在…・新興経済諸国の台頭 e.g.) BRICs

・世界金融危機(2007-2008)後には先進諸国の停滞 =パワー・シフトが起こりつつある?

#### Ⅲ-1-2 国際政治への影響

- (1) 「国際経済の政治化」現象 1970年代
  - ↑1970年くらいまでは政治と経済を分けて考えていた。
  - ◎国際経済体制の動揺
    - ・二クソンショック...アメリカによる B.W.体制の原則の放棄
    - ・石油危機(第4次中東戦争)…先進国における同時不況
    - ・貿易摩擦…同盟国間における経済摩擦(特に日米間)

ドルを中心にした固定相場制から、変動相場制へ(1976年)

◎ "TWO-TRACK SYSTEM"の崩壊

high politics ... 首相が出向くレベルの問題 e.g.) 安保 low politics ... 官僚レベル e.g.) 経済など

- (2) 国際関係における政治と経済の見方
  - ・政治と経済を分離する見方の修正
  - ・国家安全保障中心の見方の修正

経済的交流は「共通の利益」を生み出せるか?貿易による格差は紛争の原因にもなりうる。

## 川-2 経済的相互依存と利得の認識

経済交流が、協調的要因にもなり得るし摩擦の原因ともなり得るのはなぜ? 経済的相互依存が国際政治においてもつ影響力とは?

#### Ⅲ-2-1 経済的相互依存の深化

- (1) 状況としての相互依存
  - ・交通量(モノカネヒト)の増加
  - 交流の関係も多様化,経済主体が国境を越えることが常態化 e.g.)貿易依存率,対内投資額,対外投資額,外国人労働者の増加,留学生数など
- (2) 政策レベルにおける相互依存と認識
  - ・ある国の経済状況の変化が、他国の経済へ影響する。 e.g.)米サブプライムローン問題、ギリシャの財政破綻
  - ・ある国の経済政策が、他国の政策に影響する。 e.g.)金利政策
  - ⇒他国の政策を見て自国の政策を決めなければならなくなる。
- (3) 「経済のグローバル化」と経済的相互依存の深化
  - 1980年代半ばに、短期資本の移動の自由化

B.W.体制では規制されていた短期資本の移動が自由化され、外国の株や通貨を売買できるようになった。しかし 90 年代のアジア通貨危機のように、一国の危機が他国にも迅速/広範囲に広がるようになった。=21 世紀型の危機

## Ⅲ-2-2 経済交流により生まれる利益は「共通の利益」となり得るのか?

(1) 絶対利得と相対利得: どちらを重視するのか

絶対利得…「貿易に参加した国にはすべて利益がある」→協調 自由主義経済の考えに基づく 相対利得…「利益は出るが、その利益に格差が生じている」→協調よりも対立につながるのでは?

- ◎重商主義…保護主義
  - ・国家中心(国家の利益を上げることを第一とする)
  - ・自国をできるだけ保護する。
  - ・歴史的順序は保護主義→自由主義
- ◎マルクス主義…階級を中心に考える。
  - ・資本主義は効率が良い、と認めはするが、 システム化すると階級間の(資本家と労働者の)差が出てきてしまうと考えた。

- ・ 資本家は労働者 (提供できるものは労働だけ) から搾取する。
- ・階級間で明確な対立軸ができる。
- ⇒資本主義システムを壊さない限り、対立・搾取は続く。

#### ※先行研究

(主として、経済的相互依存関係と武力紛争との関係を、統計的手法で考察)(検証は限定的) 「経済的相互依存関係が高い国同士は、軍事的紛争の可能性が低い」という意見が多い。

(2) 経済のグローバル化が国際政治にもたらす課題Ruggie「埋め込まれた自由主義」の変容・・・(?)

# <主権国家間の問題>

- ・南北格差(冷戦の陰に隠れていた)⇒南南格差
- ・BRICs など経済新興国の台頭(資料 GDP の割合参照)
- ・貧困とはなにか?

かつて...経済的指標 e.g.)1 人あたり GDP

いま…機会の平等も含む人間開発指数(HDI)

平均寿命(健康)、識字率(教育)、GDP(人間らしい生活)などを基に測る HDI を見ると最貧国は確実に減ってきてはいる。

#### <主権国家内での問題から国際問題へ>

国内にもグローバル化の波に乗れるかどうかで「勝者と敗者」が発生

…先進諸国におけるジニ係数の悪化=所得の差が広がっている。

国内の格差 ⇒ 政治的不安定 ⇒ 国際的不安定

#### <主権国家と非主権国家>

- ・経済行為をする主体が「市場」を動かす国家とは限らない。
  - ⇒国家が市場を管理・規制してよいのか?
- ・市場とは何か?市場の主体は何か?
  - ⇒国の規制の限界 ⇒規制のないところへ主体が逃げる。 e.g.)タックスへブン

# |||-2-3 相互依存論 theory of interdependence

- =相互依存が国際政治にもたらす問題点を指摘
- =相互依存がパワーの源泉になる国際政治の提示
  - コヘン,ナイ *Power and Interdependence*(1977)

## ◎敏感性 sensitivity

一国の経済的変化が他国の政府や社会に与える負の影響

#### e.g.)株価下落が飛び火

# ◎脆弱性 vulnerability

相互依存関係を断ち切られた場合に、それを回復するためにかかる費用

# 「複合的な相互依存 (complex interdependence)」

- ・軍事的安全保障以外の課題(国家間の関係を定める)も重要
- ・軍事力だけがパワーの源泉ではない。
- ・国家だけが単位ではなく、多様なチャネル(主体)が存在する(NGO など)

#### 事例 1) 石油危機(1973年)

事例 2) 中国のレアアース輸出規制政策(2010年) とばしまーす

# 川-3 国際制度による協調

経済的相互依存の状況から発生する問題を、主権国家体制はどのように管理できるか?

# <国際レジーム>

「国際関係における特定の政策領域において国々の期待が収斂するような明示的または暗黙的な原則、規範、規則、および意思決定手続きの総体」by.Krasner

→国際組織のように明示的なものから、国際規範のように必ずしも明示的ではないものまで。

#### <国際制度>

ここでは、明示的なルールの総体と定義する。

#### Ⅲ-3-1 経済的相互依存の管理

#### (1) 何のため?

国内の目標と国際的目標の両立

国内:雇用、物価の安定、成長 国際:世界経済の安定と成長

# (2) 課題

「個別国家の利益」と「国家間に共通の利益」が不一致の場合 ⇒どのように国家(政府)は対応すべきか?

# (3) 政府による管理の方策

↓ただし、WTO に違反する法規は作りにくくなっている。

単独行動

・国際制度

…ルールを制定し協力する。 国際組織を作る 多国間条約の締結など ・自発的な行動ルール

…相互主義 (相手国が協力するなら自国も協力する。 主導権は単独行動する国にある。)

ex 米のスーパー301条 (\*1) など

協力

(国家間で)

· 政策協調 policy coordination

…ある問題が生じたら、その時に話し合って対応策を決定する。e.g.) G7

・独立の行動

…他国と協力せず、自分勝手な行動をとる。 ex WWⅡ前の近隣窮乏化政策など

1985 年プラザ合意

1

1980年代前半 国際収支の不均衡に対して、

マクロ経済政策を国際的安定のために調整した。

# Ⅲ-3-1 国際制度の機能 (新自由主義制度論)

(1) 囚人のジレンマによる分析

前提:「共通の利益」の存在

		В	
		協調(黙秘 C)	背信(自白 D)
	協調	(1年、1年)	(10 年、無罪)
	(黙秘 C)		
A	背信	(無罪、10年)	(5年、5年)
	(自白 D)		

各プレーヤーの選好…無罪>1年>5年>10年

- $\rightarrow$  DC>CC>CD>DD
- ・方策的には CC を選びたい (両方とも得する) が、<u>ナッシュの均衡は DD である点</u>が囚人のジレンマと言われる所以。 (お互いに協調して共通の利益が出るのにも関わらず、自分の失点 (被害・懲役年数) が最小に収まるように合理的 に考えると、二人とも非協力 (背信) を選び、<u>均衡解は DD になってしまう</u>。)
- ラパポートの研究

非協力を相手に出されると非協力を出し、協力が続くと協力を出すようになる。

- ⇒ 必ずしも均衡解になるとは言えないことを実験で証明した。
- アクセルロッドの考え

PC で CC を多く導くプログラムを作成するコンテストを実施。

「しっぺ返し」(tit-for-tat) が一番 CC を導きやすいことが判明した。

相手が裏切ったら自分も裏切る・相手が協力したら自分も協力する。 ただし最初は協力を選択する、という内容のもの。

制度によって、長期的利益と情報の共有が可能になる(?)

(2) 「共有地の悲劇」の比喩からの分析

※共有地である牧草地に、自分の利益を優先して多くの牛を放す者が増加した結果、牧草が食べつくされて結局誰も牛を飼うことができなくなる、という状況を指す。

「共有地」(e.g.アマゾンの森林)の保全 = 「共通の利益」

利益⇒個人へ…短期的で認識しやすい

損失⇒全体へ…長期的で認識しにくい

したがって、国際制度のようなルールによって共同管理(ただ乗りの防止)することが必要となる。

※公共財理論 公共財(public goods) vs 私的財(private goods)

<公共財の性質>

- ①非排他性…誰でも利用できる。
- ②非競争性…誰もが同じだけの便益を得られる。

e.g.)灯台の火は海賊でも一般人でも利用できるし、誰かが利用していても他の人も利用できる。

・ただし、公共財を供給するには、ただ乗り(フリー・ライダー)の問題を解決しなければならない。 そこで、道路や水道などは、税金を徴収してただ乗りを防いでいる。

#### 川-4 現代の国際社会とその課題

#### Ⅲ-4-1 現代国際社会の課題

- (1) 国際社会における平和的変革
  - ・主権国家体制が変容するなかで、新たな課題について平和的に変革を行う必要がある。

⇒例えば大量破壊兵器の拡散

※新たな価値の配分について合意がなされると、変革がなされる。

⇒安全保障、経済利益、福祉、人権など

- 国際社会における合意形成のアプローチ
  - ・力による強制 (安全保障、国連憲章 42条軍事的措置)
  - ・共通の利益への到達を目指す
  - ・規範の共有

#### (2) 課題

これらの合意形成のアプローチに内在する問題をどのように克服できるか?

そもそも、内在する問題とは?

e.g.) 認識の不一致、認識の誤認、集合行為の問題、規範の解釈の幅、規範の衝突など

- (3) 「共通の利益」の認識の醸成の難しさ
  - •「グローバル・イシュー (地球規模問題)」への関心の増大 (冷戦後顕著に) e.g.) 内戦、人権、環境、感染症、大量破壊兵器の拡散、難民など
  - ・国境を越えて広がる深刻な問題 ⇒ "一国では対応できない問題"という認識の増大
  - ・安全保障の概念の変容 国家安全保障と軍事的安全保障 + 人間の安全保障へ
- (4) 規範の共有と課題
  - ・規範=社会のメンバーが共有する適切な行動についての期待国際社会における規範の形成には、NGOの影響が強まってきている。
  - ・規範の解釈の相違

例えば、<u>武力行使の禁止の例外</u>について…容認される<u>武力行使の範囲</u>とは何か? ⇒自衛権、安保理採択(42条) ⇒「先制自衛」「人道的介入」については?

- ・規範の衝突 e.g.) 内政不干渉と人権保護、領土保全と民族自決
- Ⅲ-4-2 主権国家体制における主権国家と非国家主体
- (1) 非国家主体の影響力の増大
  - ・民族や宗教的集団、過激派ネットワーク
  - ・NGO...国際社会における問題提起(advocacy)、監視(surveillance)の役割
  - ・経済主体…多国籍企業、ヘッジファンド、投資家、格付け会社など
  - ※『退場する国家』by. S.Strange =国家の影響力の低下を指摘
- (2) 破綻国家(failed state)の問題
  - ・主権国家でありながら、内戦や汚職により、政府が国民に提供する基本的なサービスを行えない国が増えている。⇒主権国家システムが揺らいでしまう。

# おまけ 日本の外交

・日本の外交は、<mark>多国間主義</mark>かつ<mark>国連主義</mark>である。 FTA(EPA),TPP などを結んだり、国連に多額のお金を出し非軍事的分野で貢献している。

# おまけ おわりに+試験について

国際関係論 I (古城)の試験は、年度によって多少形式は異なりますが、2014年度夏学期は「誤文訂正×6と論述問題(一部選択)×2」でした。誤文訂正と論述問題のいずれも、過去問と全く同じ問題が出題されることもしばしばあります。ですから頑張って過去問(5年分以上)を集めてそれを解くことがかなり有効な対策になると思われます。後は、今まさに世界で起こっている課題をきちんと認識し、未来にまで目を向けてその解決策を自分なりに考えてみることが学びを深める良い方法です。

この授業は総合科目にしては重たい科目ですが、当時入学したばかりの自分は「大学に来て勉強したなぁ」という科目になりました。国際関係論を受講する全てのみなさんがそう思えるような学びになりますことを、心よりお祈り申し上げます。

※このシケプリは、2014 年 7 月にクラス向けに作ったシケプリに、後輩たちに残していくために若干の編集を加えたものです。

2015年4月 文科-類2年 もっち (@wherelive)